

# 相続税を試算してみませんか？

平成27年より相続税の基礎控除が大幅に引き下げられたため、相続税を納める必要の無かった方が**納税義務者になる**ケースが生じます。

## 相続財産の評価と相続税の試算をお勧めします

当事務所では、  
相続税に関する相談会を開催しております。  
どうぞ、お気軽にご連絡下さい。

毎月第2火曜日 午前10時より  
事務所会議室にて  
予約制による個人面談  
相談料 初回無料

但し、事務所で相続税の試算・対策をする場合は別途料金がかかります

ご準備いただくもの

- ・固定資産評価証明書（市役所税務課で発行します）
- ・預貯金の残高がわかるもの
- ・その他の財産に関するもの

坂東市岩井4974-1

税理士法人 紫峰会 岩淵事務所

Tel 0297-35-7232 Fax 0297-35-8414